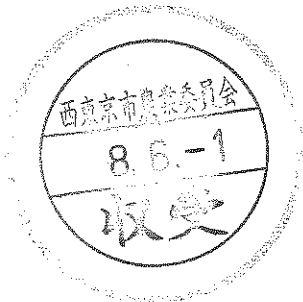


【資料1】

8 東農発第148号
令和8年5月29日

区市町村農業委員会長 様
目黒区・中野区・奥多摩町・桧原村 農業主管課長 様



一般社団法人
東京都農業会議
会長 青山 侑
(公印省略)

東京都農作物生産状況調査の実施について（お願い）

平素、本会の活動推進にあたりましては、ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記調査につきましては、農林水産省において平成19年産より農作物に関する区市町村ごとの作付面積・生産量などの調査を原則中止したため、平成20年度（平成19年産分）より、農業委員会の機能と役割をいかし、継続して調査を実施しているところでございます。

引き続き、本年度につきましても、農業施策や農業関係補助事業また気象災害の対策の根拠となる必要不可欠なデータ等を確保するため、本調査を実施することといたしました。

つきましては、趣旨ご理解の上、本調査の実施にあたりまして、下記および別添調査実施要領・実施計画（案）により進めたく、貴職の特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、具体的には、個別にご相談の上、調査を進めたいと存じております。

記

1. 送付資料など（各1部）

- (1) 東京都農作物生産状況調査実施要領・実施計画（案）
- (2) 基本調査票（案）※変更可
- (3) 調査対象者向け依頼文書（案）※変更可

2. 実施時期

東京都農作物生産状況調査実施要領・実施計画（案）のとおり ※変更可

3. 調査対象者

「農地台帳（農地法第52条の2）」に登録されている農家

4. 調査対象時期

令和7年1月1日～12月31日

5. 調査内容

- (1) 農作物の作付のべ面積
- (2) 収穫量もしくは出荷量

6. 調査方法

東京都農作物生産状況調査実施要領・実施計画（案）のとおり ※変更可

7. 備考

調査時期および調査方法につきましては、昨年度と同様に「東京都農作物生産状況調査実施要領・実施計画（案）」のとおり進めさせていただき予定としておりますが、調査時期や方法について大幅な変更が生じる場合は、早急にご連絡下さい。

具体的な調査方法や調査票の詳細につきましては、個別にご相談申し上げたいと存じます。（調査時期の早い区市町村よりご連絡いたします）

（担当 = 業務部 飯田）